

一般資金（経営者保証非提供枠）に係る照会回答事例集

令和 6 年 5 月 1 日 創 設

令和 7 年 4 月 1 日 改 正

島根県商工労働部中小企業課

■資金の仕組みについて

1 この資金の目的は。

A：

国において、経営者保証に依存しない融資慣行の確立の取組を促進するため、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる制度（事業者選択型経営者保証非提供制度）を利用する中小企業者について、信用保証料の一部を補助する保証制度（事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度）が創設されたことから、この保証制度を活用し信用保証料の一部を引き下げた資金を創設します。

2 この資金の概要は。

A：

対象者	次のいずれにも該当する法人である中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人（国の全国統一の保証制度である「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を適用する場合に限る） （１）決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること （２）代表者への貸付金等金銭債権がなく、 代表者への役員報酬等金銭の支払が社会通念上相当と認められる額の範囲内であること （３）次の両方又はいずれかを満たすこと ①直近決算における貸借対照表上、債務超過でない ②直近２期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない （４）上記（１）、（２）について、継続的に充足することを誓約していること （５）保証料率の上乗せによる経営者保証の非提供を希望していること ※ ただし、法人の設立事業年度の決算がない者は（１）、（２）及び（３）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない者は（３）の要件は問わない。
融資枠	１０億円（既存の一般資金の融資枠の内数）
融資限度額	８，０００万円
資金使途	設備資金、運転資金（保証付既往債務の借換も可）
融資期間	１０年以内（据置期間１年以内）
返済方法	元金均等分割返済

貸付利率	・責任共有 年1. 45%（固定金利） ・責任共有外 年1. 30%（固定金利）
信用保証料率	年0. 55%～年2. 05% ※借入時の保証料率 〔 一般資金の保証料率（年0. 40%～年1. 70%）に + 事業者選択型経営者保証非提供制度 による上乗せ ・対象者（3）①及び②の両方を満たす場合 … 0. 25% ・対象者（3）①又は②のいずれかを満たす場合 又は 法人の設立後2事業年度の決算がない場合 … 0. 45% － 本資金 による保証料引き下げ … 0. 10% 〕
担保	不要
連帯保証人	不要
取扱期間	令和6年5月1日から令和8年3月31日保証申込分まで

3 他の制度融資の資金については、国の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を活用した信用保証料の引き下げは行わないのか。

A：

国の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度を活用する制度融資については、各自治体に原則として一つのみ創設することが可能とされているため、他の制度融資の資金については当該保証制度を活用した信用保証料の一部引き下げはありません。

4 事業者選択型経営者保証非提供制度についても、他の制度融資の資金には適用されないのか。

A：

事業者選択型経営者保証非提供制度については、信用保証料率の引上げ（0. 25%又は0. 45%）を条件として経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる制度であり、同制度要綱で定める対象となる保険を付保する保証に一律に適用され得るものです。したがって、要件を満たせば、他の制度融資の資金にも適用することが可能です。（詳細は事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中庁第15号）をご参照ください。）

5 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度による、国の信用保証料の一部補助は令和6～7年度限りなのか。

A：

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度による国の補助期間は、制度創設から3年目までの時限措置となっており、申込日に応じて令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0. 15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0. 10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0. 05%が補助されます。

今回取扱を継続する「一般資金（経営者保証非提供枠）」については、取扱期間を令和6年5月1日から令和8年3月31日保証申込分までとしており、令和7年度につい

て、上記のうち0.10%の補助に対応しています。なお、令和8年度の本資金の取扱いについては別途お知らせします。

6 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度では、保証限度額は最大で1億6,000万円とされているが、本資金の融資限度額は8,000万円か。
--

A :

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度における保証限度額は、一般関係に係る保証については8,000万円、経営安定関連保証であって中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の特定中小企業者に係るものについては別枠で8,000万円とされています。

一方、自治体の制度融資において保証限度額をこの額の範囲内で定めることが可能とされており、本資金においては既存の一般資金の融資限度額を勘案して、融資限度額を8,000万円としています。

7 提出が必要な書類は。

A :

- 島根県中小企業制度融資 融資申込書（様式第1号）
- 島根県中小企業制度融資意見書（様式第2号）
- 前2期の決算書（必要に応じて試算表）
- 県税の納税証明書（現に滞納のないことを証するもの）
- 登記事項証明書
- 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書
- 中小企業信用保険法第2条第5項4号、5号の規定による認定申請書（経営安定関連保証の場合）

※上記のほか、資金使途等に応じて追加で書類が必要な場合があります。